

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 読替表

○ 環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）

（第十八条関係）

<p>読替後</p>	<p>（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）</p> <p>第八条 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、都市計画決定権者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。</p> <p>（法第四十条第二項の規定により読み替えて適用され</p>
<p>読替前</p>	<p>（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）</p> <p>第八条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。</p> <p>（法第十条第四項の政令で定める市）</p>

あ…読替規定により読み替える部分
 ■…今回の改正により変更される部分

る法第十条第四項の政令で定める市)

第九条 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

(準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間)

第十条 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十一条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽

第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

(準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間)

第十条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十一条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽

微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる都市計画対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の都市計画対象事業について法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の都市計画対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 別表第二の第一欄に掲げる都市計画対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の規定を適用した場合に

微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の

おける同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の都市計画対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(環境大臣の意見の提出期間)

第十二条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

(法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人)

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局とする。

(免許等を行う者等の意見の提出期間)

第十四条 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十五条 第十一条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める

対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(環境大臣の意見の提出期間)

第十二条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

(法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人)

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局とする。

(免許等を行う者等の意見の提出期間)

第十四条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十五条 第十一条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める

修正並びに法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書の政令で定める修正について準用する。

(法第四十条第二項及び法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十六条 法第四十条第二項及び法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる都市計画対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の都市計画対象事業について法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の都市計画対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

(法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十六条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2

法第四十条第二項及び法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第一欄に掲げる都市計画対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の都市計画対象事業について法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の都市計画対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十七条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

2

法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十七条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

別表第二（第十一 条関係）

都市計画対象事業の区分		一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する都市計画対象事業		事業の諸元	設計速度
		道路の長さ	都市計画対象事業実施区域の位置	車線の数	設計速度
手順を経ることを要しない修正の要件		道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。	修正前の都市計画対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。	車線の数が増加しないこと。	設計速度が増加しないこと。

別表第二（第十一 条関係）

対象事業の区分		一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業		事業の諸元	設計速度
		道路の長さ	対象事業実施区域の位置	車線の数	設計速度
手順を経ることを要しない修正の要件		道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	車線の数が増加しないこと。	設計速度が増加しないこと。

<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する都市計画対象事業</p>		<p>二 別表第一の一の項のトに該当する都市計画対象事業</p>	
<p>貯水区域の位置</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度</p>	<p>都市計画対象事業実施区域の位置</p>	<p>林道の長さ</p>
<p>新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>	<p>修正前の都市計画対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。</p>

<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業</p>		<p>二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業</p>	
<p>貯水区域の位置</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>林道の長さ</p>
<p>新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。</p>

	<p>四 別表第一の二の項のへからヨまでに該当する都市計画対象事業</p>	<p>五 別表第一の二の項の夕に該当する都市計画対象事業</p>
<p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>湛水区域の位置</p>	<p>湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区</p>
	<p>新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。</p>

	<p>四 別表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事業</p>	<p>五 別表第一の二の項の夕に該当する対象事業</p>
<p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>湛水区域の位置</p>	<p>湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区</p>
	<p>新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。</p>

	六 別表第一の二の項のレに該当する都市計画対象事業	七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する都市計画対象事業	
域」という)の位置	放水路の区域の位置	鉄道の長さ	本線路施設区域(別表第一の三の項に該当する都市計画対象事業)が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものを
	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと	修正前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

	六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	
域」という)の位置	放水路の区域の位置	鉄道の長さ	本線路施設区域(別表第一の三の項に該当する対象事業)が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以
	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと	修正前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

<p>八 別表第一の 三の項のホ又 はへに該当す る都市計画対 象事業</p>					<p>いう。以下同じ 。の位置</p>
<p>本線路施設区域 の位置</p>	<p>鉄道の長さ</p>	<p>鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて二十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。</p>	<p>本線路（一の停 車場に係るもの を除く。以下同 じ。）の数</p>	<p>本線路の増設がない こと。</p>
<p>修正前 の本線路施設 区域から百メー トル 以上離れた区域が新</p>	<p>鉄道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。</p>				

<p>八 別表第一の 三の項のホ又 はへに該当す る対象事業</p>					<p>下同じ。の位 置</p>
<p>本線路施設区域 の位置</p>	<p>鉄道の長さ</p>	<p>鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて二十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。</p>	<p>本線路（一の停 車場に係るもの を除く。以下同 じ。）の数</p>	<p>本線路の増設がない こと。</p>
<p>修正前 の本線路施設 区域から百メー トル 以上離れた区域が新</p>	<p>鉄道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。</p>				

<p>九 別表第一の 三の項のト又 はチに該当す る都市計画対 象事業</p>				
<p>本線路施設区域 の位置</p>	<p>軌道の長さ</p>	<p>鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度</p>	<p>本線路の数</p>	
<p>修正前の本線路施設 区域から百メートル 以上離れた区域が新 たに本線路施設区域 とならないこと。</p>	<p>軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。</p>	<p>鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて十キロメート ル毎時を超えて増加 しないこと。</p>	<p>本線路の増設がない こと。</p>	<p>たに本線路施設区域 とならないこと。</p>

<p>九 別表第一の 三の項のト又 はチに該当す る対象事業</p>				
<p>本線路施設区域 の位置</p>	<p>軌道の長さ</p>	<p>鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度</p>	<p>本線路の数</p>	
<p>修正前の本線路施設 区域から百メートル 以上離れた区域が新 たに本線路施設区域 とならないこと。</p>	<p>軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。</p>	<p>鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて十キロメート ル毎時を超えて増加 しないこと。</p>	<p>本線路の増設がない こと。</p>	<p>たに本線路施設区域 とならないこと。</p>

十一 別表第一	十 別表第一の 四の項に該当 する都市計画 対象事業				
発電所又は発電	飛行場及びその 施設の区域の位 置	滑走路の長さ	軌道の施設の設 計の基礎となる 列車の最高速度	本線路の数	
発電所又は発電設備	新たに飛行場及びそ の施設の区域となる 部分の面積が二十へ クター未満である こと。	滑走路の長さが三百 メートルを超えて増 加しないこと	軌道の施設の設計の 基礎となる車両の最 高速度が地上の部分 において十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。	本線路の増設がない こと。	

十一 別表第一	十 別表第一の 四の項に該当 する対象事業				
発電所又は発電	飛行場及びその 施設の区域の位 置	滑走路の長さ	軌道の施設の設 計の基礎となる 列車の最高速度	本線路の数	
発電所又は発電設備	新たに飛行場及びそ の施設の区域となる 部分の面積が二十へ クター未満である こと。	滑走路の長さが三百 メートルを超えて増 加しないこと	軌道の施設の設計の 基礎となる車両の最 高速度が地上の部分 において十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。	本線路の増設がない こと。	

の五の項のイ
からニまでに
該当する都市
計画対象事業

ダム の コンクリ ートダム 又はフ イルダム の別	堰の 湛水区域 の位置	ダム の 貯水区域 の位置	設備 の 出力
	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	新たにダム の貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	の出力が十パーセント以上増加しないこと。

の五の項のイ
からニまでに
該当する対象
事業

ダム の コンクリ ートダム 又はフ イルダム の別	堰の 湛水区域 の位置	ダム の 貯水区域 の位置	設備 の 出力
	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	新たにダム の貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	の出力が十パーセント以上増加しないこと。

		十二 別表第一 の五の項のホ 又はへに該当 する都市計画 対象事業	
燃料の種類	の別 み合わせたもの 又はこれらを組 ービン、内燃力 の汽力、ガスタ 原動力について	都市計画対象事 業実施区域の位 置	発電所又は発電 設備の出力
		修正前の都市計画対 象事業実施区域から 三百メートル以上離 れた区域が新たに都 市計画対象事業実施 区域とならないこと 。	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。

		十二 別表第一 の五の項のホ 又はへに該当 する対象事業	
燃料の種類	の別 み合わせたもの 又はこれらを組 ービン、内燃力 の汽力、ガスタ 原動力について	対象事業実施区 域の位置	発電所又は発電 設備の出力
		修正前の対象事業実 施区域から三百メー トル以上離れた区域 が新たに対象事業実 施区域とならないこ と。	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。

<p>十四 の五 の項 の別 表第 一</p>	<p>十三 の五 の項 のト 又は チに 該当 する 都市 計画 対象 事業</p>	
<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>都市計画対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p>
<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセン</p>	<p>修正前の都市計画対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>

<p>十四 の五 の項 の別 表第 一</p>	<p>十三 の五 の項 のト 又は チに 該当 する 対象 事業</p>	
<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p>
<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセン</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>

<p>又は次に該当する都市計画対象事業</p>	<p>十五 別表第一の六の項に該当する都市計画対象事業</p>
<p>都市計画対象事業実施区域の位置</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>
<p>ト以上増加しないこと。</p>	<p>修正前の都市計画対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>

<p>又は次に該当する対象事業</p>	<p>十五 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>
<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>
<p>ト以上増加しないこと。</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>

<p>十七 別表第一の八の項から十二の項まで</p>	<p>十六 別表第一の七の項に該当する都市計画対象事業</p>	
<p>施行区域の位置</p>	<p>埋立干拓区域の位置</p>	<p>条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物もしくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p>
<p>新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>	

<p>十七 別表第一の八の項から十二の項まで</p>	<p>十六 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	
<p>施行区域の位置</p>	<p>埋立干拓区域の位置</p>	<p>条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物もしくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p>
<p>新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>	

<p>一 別表第一の一の項のイからへまでに該</p>	<p>都市計画対象事業の区分</p>	<p>道路の長さ</p>	<p>事業の諸元</p>	<p>道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>手続を経ることを要しない変更の要件</p>
<p>十八 別表第一の十三の項に該当する都市計画対象事業</p>		<p>造成に係る土地の位置</p>		<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	
<p>に該当する都市計画対象事業</p>				<p>の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	

別表第三（第十六条関係）

<p>一 別表第一の一の項のイからへまでに該</p>	<p>対象事業の区分</p>	<p>道路の長さ</p>	<p>事業の諸元</p>	<p>道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>手続を経ることを要しない変更の要件</p>
<p>十八 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>		<p>造成に係る土地の位置</p>		<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	
<p>に該当する対象事業</p>				<p>の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	

別表第三（第十六条関係）

		当する都市計 画対 象事業	
都市計画対象事業実施区域の位置	車線の数	設計速度	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別
変更前の都市計画対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。	車線の数が増加しないこと。	設計速度が増加しないこと。	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。

		当する対象事業	
対象事業実施区域の位置	車線の数	設計速度	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別
変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	車線の数が増加しないこと。	設計速度が増加しないこと。	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。

<p>二 一の項の に 該当する 都市</p>	
<p>林道の長さ</p>	<p>高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置</p>
<p>林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。</p>
<p>二 一の項の に 該当する 対象</p>	
<p>林道の長さ</p>	<p>高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置</p>
<p>林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。</p>

計画対象事業		
都市計画対象事業実施区域の位置	林道の設計の基礎となる自動車の速度	トンネル又は橋を設置する区域の位置
変更前の都市計画対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。	トンネル又は長さがある橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
事業		
対象事業実施区域の位置	林道の設計の基礎となる自動車の速度	トンネル又は橋を設置する区域の位置
変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。	トンネル又は長さがある橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。

<p>四 別表第一の二の項のへからヨまでに該当する都市計</p>			<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する都市計画対象事業</p>
<p>湛水区域の位置</p>	<p>都市計画対象事業実施区域の位置</p>	<p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>貯水区域の位置</p>
<p>新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満である</p>	<p>変更前の都市計画対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。</p>		<p>新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。</p>

<p>四 別表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事</p>			<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業</p>
<p>湛水区域の位置</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>貯水区域の位置</p>
<p>新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満である</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>		<p>新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。</p>

計画対象事業	六 別表第一の二の項のレに該当する都市	位置	五 別表第一の二の項の夕に該当する都市	位置	画対象事業	
					堰の位置	固定堰又は可動堰の別
		放水路の区域の位置		湖沼開発区域の位置	堰の位置	固定堰又は可動堰の別
		新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。		新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。	こと。

事業	六 別表第一の二の項のレに該当する対象	位置	五 別表第一の二の項の夕に該当する対象	位置	業	
					堰の位置	固定堰又は可動堰の別
		放水路の区域の位置		湖沼開発区域の位置	堰の位置	固定堰又は可動堰の別
		新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。		新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。	こと。

				七 別表第一の 三の項のイか ら二までに該 当する都市計 画対象事業	
運行される列車	鉄道の長さ	本線路の長さ	本線路施設区域 の位置	本線路の数	鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度
運行される列車の本	軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	変更前の本線路施設 区域から三百メー トル以上離れた区域が 新たに本線路施設区 域とならないこと。		本線路の増設がない こと。	鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて二十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。

				七 別表第一の 三の項のイか ら二までに該 当する対象事 業	
運行される列車	鉄道の長さ	本線路の長さ	本線路施設区域 の位置	本線路の数	鉄道施設の設計 の基礎となる列 車の最高速度
運行される列車の本	軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	変更前の本線路施設 区域から三百メー トル以上離れた区域が 新たに本線路施設区 域とならないこと。		本線路の増設がない こと。	鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて二十キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。

八 三の項のホ又 はへに該当す					の本数
	鉄道の長さ	車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置	他の構造の別 高架又はその 若しくは橋 くは地下、橋 トンネル若し 盛土、切土、		
鉄道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	増加しないこと。	車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上	他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	数が十パーセント以 上増加せず、又は一 日当たり十本を超え て増加しないこと。

八 三の項のホ又 はへに該当す					の本数
	鉄道の長さ	車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置	他の構造の別 高架又はその 若しくは橋 くは地下、橋 トンネル若し 盛土、切土、		
鉄道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	増加しないこと。	車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上	他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	数が十パーセント以 上増加せず、又は一 日当たり十本を超え て増加しないこと。

		る都市計画対	
		象事業	
運行される列車の本数	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	本線路の数	本線路施設区域の位置
地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は	地上の部分において、運行される列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。	本線路の増設がないこと。	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

		る対象事業	
運行される列車の本数	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	本線路の数	本線路施設区域の位置
地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は	地上の部分において、運行される列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。	本線路の増設がないこと。	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

九 別表第一の 三の項のト又 はチに該当す る都市計画対	軌道の長さ	車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置	盛土、切土、 トンネル若し くは地下、橋 若しくは高架 又はその他の 構造の別	
	軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上 増加しないこと。	盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	一日当たり十本を超 えて増加しないこと 。

九 別表第一の 三の項のト又 はチに該当す る対象事業	軌道の長さ	車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置	盛土、切土、 トンネル若し くは地下、橋 若しくは高架 又はその他の 構造の別	
	軌道の長さが十パー セント以上増加しな いこと。	車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上 増加しないこと。	盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。	一日当たり十本を超 えて増加しないこと 。

本線路施設区域の位置	本線路の数	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	運行される車両の本数
変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。	本線路の増設がないこと。	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超

本線路施設区域の位置	本線路の数	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	運行される車両の本数
変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。	本線路の増設がないこと。	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超

<p style="text-align: center;">十 別表第一の 四の項に該当 する都市計画 対象事業</p>					
		<p>飛行場及びそ</p>	<p>滑走路の長さ</p>	<p>車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置</p>	<p>盛土、切土、 トンネル若し くは地下、橋 若しくは高架 又はその他の 構造の別</p>
<p>新たに飛行場及びそ</p>		<p>滑走路の長さが三百 メートルを超えて増 加しないこと。</p>	<p>車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上 増加しないこと。</p>	<p>盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。</p>	<p>。えて増加しないこと</p>
<p style="text-align: center;">十 別表第一の 四の項に該当 する対象事業</p>					
		<p>飛行場及びそ</p>	<p>滑走路の長さ</p>	<p>車庫又は車両 検査修繕施設 の区域の位置</p>	<p>盛土、切土、 トンネル若し くは地下、橋 若しくは高架 又はその他の 構造の別</p>
<p>新たに飛行場及びそ</p>		<p>滑走路の長さが三百 メートルを超えて増 加しないこと。</p>	<p>車庫又は車両検査修 繕施設の区域の面積 が十ヘクタール以上 増加しないこと。</p>	<p>盛土、切土、トンネ ル若しくは地下、橋 若しくは高架又はそ の他の構造の別が連 続した千メートル以 上の区間において変 更しないこと。</p>	<p>。えて増加しないこと</p>

の施設の区域 の位置	都市計画対象事 業実施区域の位 置	利用を予定す る航空機の種 類又は数
の施設の区域となる 部分の面積が二十ハ クター未満である こと。	変更前の都市計画対 象事業実施区域から 五百メートル以上離 れた区域が新たに都 市計画対象事業実施 区域とならないこと 。	変更前の飛行場周辺 区域（公共用飛行場 周辺における航空機 騒音による障害の防 止等に関する法律施 行令（昭和四十二年 政令第二百八十四号 ）第六条の規定を適

の施設の区域 の位置	対象事業実施区 域の位置	利用を予定す る航空機の種 類又は数
の施設の区域となる 部分の面積が二十ハ クター未満である こと。	変更前の対象事業実 施区域から五百メー トル以上離れた区域 が新たに対象事業実 施区域とならないこ と。	変更前の飛行場周辺 区域（公共用飛行場 周辺における航空機 騒音による障害の防 止等に関する法律施 行令（昭和四十二年 政令第二百八十四号 ）第六条の規定を適

		十一 別表第一 の五の項のイ からニまでに 該当する都市 計画対象事業		
堰の湛水区域 の位置	ダムの貯水区域 の位置	発電所又は発電 設備の出力	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。	用した場合における 同条の値が七十五以 上となる区域をいう 。から五百メートル 以上離れた陸地の 区域が新たに当該区 域とならないこと。
新たに堰の湛水区域 となる部分の面積が	新たにダムの貯水区域 となる部分の面積 が変更前の当該区域 の面積の十パーセン ト未満であること。			
		十一 別表第一 の五の項のイ からニまでに 該当する対象 事業		
堰の湛水区域 の位置	ダムの貯水区域 の位置	発電所又は発電 設備の出力	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。	用した場合における 同条の値が七十五以 上となる区域をいう 。から五百メートル 以上離れた陸地の 区域が新たに当該区 域とならないこと。
新たに堰の湛水区域 となる部分の面積が	新たにダムの貯水区域 となる部分の面積 が変更前の当該区域 の面積の十パーセン ト未満であること。			

置 減水 区間の 位置	都市計画 対象事 業実 施区 域の 位置	ダム の コン ク リート ダム 又 は フ ィ ル ダ ム の 別	
新たに減水 区間とな る部分の 長さが 変更	変更前の 都市計 画対 象事 業実 施区 域か ら五 百メ ートル 以上 離 れた 区域 が新 たに 都 市計 画対 象事 業実 施 区 域と なら ない こと		変更前の 湛水面積 の十パー セント未 満であ り、又 は一ヘ クタ ール未 満であ ること

置 減水 区間の 位置	対象事 業実 施区 域の 位置	ダム の コン ク リート ダム 又 は フ ィ ル ダ ム の 別	
新たに減水 区間とな る部分の 長さが 変更	変更前の 対象事 業実 施区 域か ら五 百メ ートル 以上 離 れた 区域 が新 たに 対 象事 業実 施 区 域と なら ない こ と。		変更前の 湛水面積 の十パー セント未 満であ り、又 は一ヘ クタ ール未 満であ ること

			十二 別表第一 の五の項のホ 又はへに該当 する都市計画 対象事業	
原動力につい ての汽力、ガ	都市計画対象事 業実施区域の位 置	発電所又は発 電設備の出力	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。	前の減水区間の長さ の二十パーセント未 満であり、又は百メ ートル未満であるこ と。
	変更前の都市計画対 象事業実施区域から 三百メートル以上離 れた区域が新たに都 市計画対象事業実施 区域とならないこと 。			
			十二 別表第一 の五の項のホ 又はへに該当 する対象事業	
原動力につい ての汽力、ガ	対象事業実施区 域の位置	発電所又は発 電設備の出力	発電所又は発電設備 の出力が十パーセン ト以上増加しないこ と。	前の減水区間の長さ の二十パーセント未 満であり、又は百メ ートル未満であるこ と。
	変更前の対象事業実 施区域から三百メー トル以上離れた区域 が新たに対象事業実 施区域とならないこ と。			

ばい煙の時間 排出量	年間燃料使用 量	冷却方式につ いての冷却塔 、冷却池又は その他のもの の別	燃料の種 類	スタービン、 内燃力又はこ れらを組み合 わせたもの の別
が十パーセント以上	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。			

ばい煙の時間 排出量	年間燃料使用 量	冷却方式につ いての冷却塔 、冷却池又は その他のもの の別	燃料の種 類	スタービン、 内燃力又はこ れらを組み合 わせたもの の別
が十パーセント以上	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。			

		十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する都市計画対象事業			
都市計画対象事業	発電所又は発電設備の出力	放水口の位置	温排水の排出先の水面又は水中の別	煙突の高さ	
変更前の都市計画対象	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	放水口が百メートル以上移動しないこと。		煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。	増加しないこと。
		十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業			
対象事業実施区	発電所又は発電設備の出力	放水口の位置	温排水の排出先の水面又は水中の別	煙突の高さ	
変更前の対象事業実	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	放水口が百メートル以上移動しないこと。		煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。	増加しないこと。

		十四 別表第一の五の項のり又は又該当する都市計画対象事業			
業実施区域の位置	都市計画対象事業	発電所又は発電設備の出力	蒸気井又は還元井の位置	冷却塔の高さ	業実施区域の位置
象事業実施区域から	変更前の都市計画対象事業実施区域から	と。ト以上増加しないこと。	百メートル以上移動しないこと。	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。	象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。
		十四 別表第一の五の項のり又は又該当する対象事業			
域の位置	対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力	蒸気井又は還元井の位置	冷却塔の高さ	域の位置
施区域から三百メートル	変更前の対象事業実施区域から三百メートル	と。ト以上増加しないこと。	百メートル以上移動しないこと。	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。	施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

<p>十五 別表第一 の六の項に該 当する都市計 画対象事業</p>			
<p>埋立処分場所 の位置</p>	<p>放水口の位置</p>	<p>温排水の排出 先の水面又は 水中の別</p>	<p>置</p>
<p>新たに埋立処分場所 となる部分の面積が 変更前の埋立処分場 所の面積の十パーセ ント未満であること</p>	<p>放水口が百メートル 以上移動しないこと</p>		<p>三百メートル以上離 れた区域が新たに都 市計画対象事業実施 区域とならないこと</p>
<p>十五 別表第一 の六の項に該 当する対象事 業</p>			
<p>埋立処分場所 の位置</p>	<p>放水口の位置</p>	<p>温排水の排出 先の水面又は 水中の別</p>	
<p>新たに埋立処分場所 となる部分の面積が 変更前の埋立処分場 所の面積の十パーセ ント未満であること</p>	<p>放水口が百メートル 以上移動しないこと</p>		<p>トル以上離れた区域 が新たに対象事業実 施区域とならないこ と。</p>

十六 別表第一 の七の項に該 当する都市計	
埋立干拓区の 位置	廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律施行 令第七条第十 四号イに規定 する産業廃棄 物の最終処分 場、同号ロに 規定する産業 廃棄物の最終 処分場又は一 般廃棄物若し くは同号ハに 規定する産業 廃棄物の最終 処分場の別
新たに埋立干拓区域 となる部分の面積が 変更前の埋立干拓区	
十六 別表第一 の七の項に該 当する対象事	
埋立干拓区の 位置	廃棄物の処理 及び清掃に關 する法律施行 令第七条第十 四号イに規定 する産業廃棄 物の最終処分 場、同号ロに 規定する産業 廃棄物の最終 処分場又は一 般廃棄物若し くは同号ハに 規定する産業 廃棄物の最終 処分場の別
新たに埋立干拓区域 となる部分の面積が 変更前の埋立干拓区	

		画対象事業	
十七 別表第一の八の項から十二の項までに該当する都市計画対象事業			
土地の利用計	施行区域の位置	都市計画対象事業実施区域の位置	
土地の利用計画におけること。	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。	変更前の都市計画対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに都市計画対象事業実施区域とならないこと。	域の面積の十パーセント未満であること。
		業	
十七 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業			
土地の利用計	施行区域の位置	対象事業実施区域の位置	
土地の利用計画におけること。	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	域の面積の十パーセント未満であること。

	<p>十八 別表第一 の十三の項に 該当する都市 計画対象事業</p>	
<p>土地の利用計 画における工 業の用、商業 の用、住宅の 用又はその他</p>	<p>造成に係る土 地の位置</p>	<p>画における工 業の用、商業 の用、住宅の 用又はその他 の利用目的ご との土地の面 積</p>
<p>土地の利用計画にお ける工業の用の土地 の面積が変更前の当 該土地の面積の二十 パーセント以上増加</p>	<p>新たに造成に係る土 地となる部分の面積 が変更前の当該土地 の面積の十パーセン ト未満であり、かつ 、二十ヘクタール未 満であること。</p>	<p>ける工業の用の土地 の面積が変更前の当 該土地の面積の二十 パーセント以上増加 せず、又は十ヘクタ ール以上増加しない こと。</p>
	<p>十八 別表第一 の十三の項に 該当する対象 事業</p>	
<p>土地の利用計 画における工 業の用、商業 の用、住宅の 用又はその他</p>	<p>造成に係る土 地の位置</p>	<p>画における工 業の用、商業 の用、住宅の 用又はその他 の利用目的ご との土地の面 積</p>
<p>土地の利用計画にお ける工業の用の土地 の面積が変更前の当 該土地の面積の二十 パーセント以上増加</p>	<p>新たに造成に係る土 地となる部分の面積 が変更前の当該土地 の面積の十パーセン ト未満であり、かつ 、二十ヘクタール未 満であること。</p>	<p>ける工業の用の土地 の面積が変更前の当 該土地の面積の二十 パーセント以上増加 せず、又は十ヘクタ ール以上増加しない こと。</p>

積	との土地の面積	の利用目的ご
こと。	ール以上増加しない	せず、又は十ヘクタ
積	との土地の面積	の利用目的ご
こと。	ール以上増加しない	せず、又は十ヘクタ

